



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表

平成30年8月15日

担当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室

室長 松坂 伸雄

賃金指導官 山田 浩美

<電話>011-709-2311

(内線 3533)

報道関係者 各位

最低賃金法に違反する事業場の割合は11.8%

～平成30年1月～3月の最低賃金の履行確保に係る監督結果～

北海道労働局（局長 ^{ふくし} 福士 ^{わたる} 亘）は、管下17の労働基準監督署（支署）が、最低賃金の履行確保を図るために平成30年1月～3月の間に実施した集中的な監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

※最低賃金については、昨年10月1日に北海道最低賃金を時間額810円に改定するとともに、同年12月1日には4つの特定（産業別）最低賃金を別添「北海道の最低賃金」のとおり改定し、道内の各種団体、事業場等に広くその周知広報を行ってきました。

1 最低賃金法違反の状況（別紙表1、表2及びグラフ1参照）

監督指導を実施した819事業場のうち、最低賃金額未滿の賃金で労働者を雇用していた事業場は97事業場であり、違反率は11.8%と前年度10.3%に比べ1.5ポイント増加しました。

最低賃金額以上の賃金額を支払っていなかった事業場に対しては、最低賃金法違反の是正を勧告するとともに、遡って不足額を支払うよう指導を行いました。

2 最低賃金額未滿の労働者数とパート・アルバイトの割合（別紙表1参照）

最低賃金額未滿の賃金額で雇用されていた労働者数は245人で、監督実施事業場の全労働者に対する割合は2.9%となっています。

また、最低賃金額未滿の賃金額で雇用されていた労働者のうち、パート・アルバイトが161人と全体の65.7%を占めています。

3 最低賃金に対する認識（別紙表3参照）

監督指導を実施した819事業場のうち、「最低賃金額を知らない」、「最低賃金が適用されるとは知らなかった」事業場が39件、4.8%となっており、前年度7.8%に比べ3.0ポイント減少しました。

(道政記者クラブ・経済記者クラブに同時提供)

4 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由（別紙表4参照）

最低賃金額以上を支払っていなかった事業場における理由のうち最も多かったのは①「賃金を時間額に換算して比較していなかった」であり、41事業場と全体の42.3%となっています。

これに続いて、②「最低賃金額を知っていたが賃金改定をしていなかった」が23事業場で23.7%、③「適用される最低賃金額を知らなかった」が14事業場で全体の14.4%、などとなっています。

今後の対応

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を有していることから、北海道労働局では、最低賃金の履行確保を図るため、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について広く周知を図るとともに、事業場に対する監督指導を実施することとしています。

また、事業場内最低賃金の引上げを支援する「業務改善助成金」の活用や企業の経営面についての支援を行う「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」の活用及び非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進する「キャリアアップ助成金」等の活用促進を図ることとしています。

※「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」、「人材確保等支援助成金」等の詳細については、北海道労働局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/> をご参照下さい。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（平成30年1月～3月）

表1 監督実施事業場数、違反率、最低賃金額未済労働者

	監督実施 事業場数	最低賃金 未済 事業場数	違反率 (%)	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未済労働者			
					数	比率 (%)	うちパート・アルバイト数	
							数	同比率 (%)
地域別	819	97	11.8	8,476	245	2.9	161	65.7
最低賃金	(729)	(75)	(10.3)	(8,380)	(211)	(2.5)	(137)	(64.9)

※ () 内は平成29年1月～3月の監督結果(以下同様)

表2 監督実施事業場の業種

	業 種	事業場数 (割合%)		違反事業場数 (割合%)	
		数	割合 (%)	数	割合 (%)
監督実施 事業場	製造業（食料品製造業など）	382	46.6	43	44.3
	商業（卸売業、小売業、理美容業など）	301	36.8	35	36.1
	接客娯楽業（旅館業、飲食店など）	81	9.9	8	8.2
	清掃・と畜業（ビルメンテナンスなど）	17	2.1	1	1.0
	保健衛生業（医療保健業、社会福祉施設など）	13	1.6	5	5.2
	その他	25	3.0	5	5.2
	合 計	819		97	

表3 事業場における最低賃金に対する認識

理 由	事業場数	割合 (%)
適用される最低賃金額を知っている。	780 (672)	95.2 (92.2)
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	36 (55)	4.4 (7.5)
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	3 (2)	0.4 (0.3)
合 計	819 (729)	100.0

表4 最低賃金以上を支払っていなかった理由(最低賃金未満事業場数の内訳)

理 由	事業場数	割合 (%)
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	41 (30)	42.3 (40.0)
最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	23 (14)	23.7 (18.6)
適用される最低賃金額を知らなかった。	14 (16)	14.4 (21.3)
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	6 (2)	6.2 (2.6)
最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた。	3 (3)	3.1 (4.0)
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。	3 (1)	3.1 (1.3)
高齢者には適用されないと思っていた。	2 (1)	2.1 (1.3)
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	2 (0)	2.1 (0.0)
その他(賃金の計算誤り等)	22 (13)	22.7 (17.3)

※1 複数回答可のため、表における事業場数の合計(116事業場)は、最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数(97事業場)を超える。

※2 割合は、最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数(今回は97事業場、前回(平成29年1月~3月)は75事業場)に対する割合である。

グラフ1 最低賃金を主眼とした監督指導の実施状況の推移

